

令和3年度
県の予算・制度に関する要望書



相模原市

相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、指定都市移行10周年を迎え、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、防災・減災対策をはじめ、環境保全、交通基盤の整備など、幅広い分野において施策を推進し、国に選定された「SDGs未来都市」として、地域への愛着と誇りを持てる「持続可能なまちづくり」に取り組んでおります。

また、今後、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中、将来に渡り持続可能な都市経営に向けた取組を進めているところではありますが、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化への対応に加え、令和元年東日本台風の被害からの復旧・復興や新型コロナウイルス感染症への対策など多くの課題を抱えており、引き続き、厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

本要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、県において予算及び制度などについて御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和3年度の予算編成に当たりまして、本要望書に掲げた事項への特段の御配慮をお願いいたします。

令和2年11月 相模原市長 **本村賢太郎**

目 次

重点要望事項

1	令和元年東日本台風を踏まえた災害対策の推進	
(1)	二級河川境川の改修【継続】	3
(2)	土砂災害対策の推進【継続】	4
2	県単独補助事業における補助率等の是正	
	【3指定都市共通項目】【継続】	6
3	防犯カメラの設置補助の継続及び地域防犯力の強化	
	【3指定都市共通項目】【継続】	7
4	パスポートセンターの機能充実【継続】	8

要望事項

5	自転車及び高齢者の交通安全対策の推進【継続】	11
6	野生鳥獣の被害対策の充実【継続】	13
7	小児医療費助成制度の拡充【継続】	14
8	重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】	15
9	新型コロナウイルス感染症に対する総合的支援	
(1)	医療機関及び市保健所に対する財政的支援等【新規】	16
(2)	事業者に対する継続的支援等【新規】	17
10	広域交通網の整備への積極的な支援【継続】	18
11	広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】	20
12	都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援【新規】	21
13	通学路における安全対策の実施【継続】	22
14	相模原南警察署の施設整備及び交番の設置等【継続】	23

重点要望事項

1 令和元年東日本台風を踏まえた災害対策の推進

(1) 二級河川境川の改修【継続】

県土整備局 河川下水道部 河川課

【要望事項】

- 1 二級河川境川の県管理区間について、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を進めること。
- 2 雨水管の放流抑制の見直しを行うこと。

【要望の説明】

相模原市と町田市の行政界を流れる境川については、一部の沿川地域において、氾濫危険水位を超え、避難警告の発令が頻発している状況となっております。

そうした中、令和元年東日本台風では、床上、床下浸水の被害が発生するなど、市民の生命と財産を脅かす状況がありました。

これまでも、「境川水系河川整備計画」に基づき、順次、改修を進めていただいているところですが、依然、浸水被害は解消されず、一部区間ではコンクリート土のうによる護岸の嵩上げなどの暫定的措置のままで、整備が進まないため、市民からは不安の声と強い改善要望が多く寄せられているところです。

こうした中、局地的集中豪雨が発生する頻度が高くなっていることから、下水道整備計画に基づき、計画降雨を時間雨量51mm(5年確率)として、浸水被害の解消に向けた雨水管の整備を積極的に進めているところです。

また、県においても時間雨量概ね60mm対応の整備を進められていますが、未だに時間降雨30mm対応の整備が未了の区間があり、下水道における雨水管の放流が依然として抑制されていることから、市が整備した雨水管の能力が十分に発揮できない状況です。

これまでの要請・要望に対し、境川における遊水地や護岸の整備を進めていただいております。また放流量の確認などにより雨水管の放流抑制の見直しを検討するとの回答をいただきましたが、引き続き、県民・市民の生命・財産を守るため、一刻も早い河川改修や、放流量の見直し箇所の具体化について、より一層の取組を進めるよう要望します。

令和元年東日本台風における被害状況



【要望の担当】

都市建設局下水道部下水道経営課長	小泉 邦正	042-707-1890
都市建設局道路部河川課長	齋藤 直樹	042-769-8273

1 令和元年東日本台風を踏まえた災害対策の推進

(2) 土砂災害対策の推進【継続】

環境農政局 緑政部 森林再生課

県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課

【要望事項】

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策(抜本的な防ぎょ対策工事等)及び治山事業の更なる推進を図ること。

【要望の説明】

県においては、土砂災害対策として土石流危険渓流の抽出や急傾斜地崩壊危険箇所の点検等を行い、土砂災害危険箇所として把握し、「砂防法」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」等に基づき、堰堤工や法枠工などの施設整備を行っていることと承知しています。

また、森林の維持造成を通じて山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図るため、「森林法」に基づき治山事業を行っていることと承知しております。

このような中、本市では、令和元年東日本台風において、「土石流」や「がけ崩れ」が多数発生し甚大な被害を受けるとともに、避難場所が不足する等の課題が浮き彫りとなりました。

これまで、土砂災害警戒区域内に立地する公共施設については、風水害時避難場所として指定を外していましたが、今後は、土砂災害警戒区域内の施設についても、追加指定をせざるを得ない状況となっております。さらに、平成12年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が指定されていますが、現在、急傾斜地の崩壊に係る基礎調査が実施されており、令和2年度末までに特別警戒区域の増加が想定されることから、抜本的な防ぎょ対策工事等の更なる推進を要望します。

また、令和元年東日本台風により被害のあった山林については、未だ復旧のめどが立っていない箇所もあり、崩壊の拡大や風倒木によるインフラ等への二次的被害が生じることも懸念されることから、森林の再生や安全・安心な国土基盤の形成に向けた治山事業の更なる推進を要望します。

警戒区域等指定箇所数 (R1.8.1 現在)

令和元年東日本台風被害箇所 (例)

地域	地区	土砂災害の種類	指定箇所数	
			警戒区域	特別警戒区域
津久井	三井	急傾斜地の崩壊	34	5
		土石流	8	7
	太井	急傾斜地の崩壊	22	1
		土石流	2	0
	中野	急傾斜地の崩壊	13	4
		土石流	6	5
	又野	急傾斜地の崩壊	5	1
		土石流	12	4
	青山 (青山・鮑子)	急傾斜地の崩壊	17	8
		土石流	19	13
	青山 (青山 以外)	急傾斜地の崩壊	20	14
		土石流	28	13
	根小屋	急傾斜地の崩壊	21	9
		土石流	5	3
	長竹	急傾斜地の崩壊	36	21
		土石流	14	5
鳥屋	急傾斜地の崩壊	28	16	
	土石流	47	37	
青野原	急傾斜地の崩壊	35	10	
	土石流	25	12	
青根	急傾斜地の崩壊	24	6	
	土石流	27	26	
相模湖	千木良	急傾斜地の崩壊	20	3
		土石流	8	6
	与瀬・小原	急傾斜地の崩壊	30	14
		土石流	28	26
内郷 (若柳・寸沢嵐)	急傾斜地の崩壊	57	13	
	土石流	36	27	
藤野	佐野川	急傾斜地の崩壊	33	5
		土石流	39	20
	吉野	地滑り	1	0
		急傾斜地の崩壊	13	8
	澤井	土石流	4	4
		急傾斜地の崩壊	21	10
	小淵	土石流	20	15
		急傾斜地の崩壊	14	3
	日連	土石流	9	6
		急傾斜地の崩壊	16	0
名倉	土石流	7	5	
	急傾斜地の崩壊	18	4	
牧野 (西部)	土石流	13	11	
	急傾斜地の崩壊	64	28	
牧野 (東部)	土石流	50	47	
	急傾斜地の崩壊	19	1	
城山	城山	土石流	33	30
		急傾斜地の崩壊	4	0
	谷ヶ原	土石流	0	0
		急傾斜地の崩壊	1	0
	久保沢	土石流	0	0
		急傾斜地の崩壊	4	1
	川尻	土石流	2	1
		急傾斜地の崩壊	14	10
	中沢	土石流	31	21
		急傾斜地の崩壊	6	4
	若葉台	土石流	3	2
		急傾斜地の崩壊	3	0
	小倉	土石流	0	0
		急傾斜地の崩壊	6	2
葉山島	土石流	5	4	
	急傾斜地の崩壊	5	4	
相模原	緑区橋本、中央区小山	土石流	19	17
		急傾斜地の崩壊	6	1
	緑区大沢	土石流	11	2
		急傾斜地の崩壊	3	0
	中央区大野北	土石流	2	0
		急傾斜地の崩壊	20	6
	中央区横山、星が丘、光が丘	土石流	21	10
急傾斜地の崩壊		11	2	
南区麻溝、新磯、相武台	土石流	689	230	
	急傾斜地の崩壊	488	363	
南区大野中、大野南、東林	地滑り	1	0	
	合計	1178	593	

緑区関川地区



緑区上青根地区



【要望の担当】

環境経済局経済部津久井地域経済課長 田倉 五己

042-780-1401

危機管理局危機管理課長 内田 和也

042-769-8208

2 県単独補助事業における補助率等の是正【継続】

【3指定都市共通項目】

政策局 自治振興部 市町村課

総務局 組織人材部 行政管理課 / 財政部 財政課

【要望事項】

県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態等を踏まえ、速やかに格差是正を図ること。

【要望の説明】

小児医療費助成事業や重度障害者医療費助成事業などの社会保障に係る県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに差異が設けられているものがあります。

相模原市民が他の市町村の住民と同様に県税を納税している実態を考慮しますと、指定都市に在住していることだけをもって格差が設けられているという現状は、市民の理解が得られるものではありません。市民の理解と納得が得られるよう、速やかに格差是正を図られるよう要望します。

県単独補助事業における補助率の格差

補助事業名	補助率		
	指定都市	中核市	その他市町村
小児医療費助成事業	1/4	1/3	1/3
ひとり親家庭等医療費助成事業	1/3	1/3	1/2
重度障害者医療費助成事業	1/3	1/3	1/2
在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業	対象外	1/3	1/2

【要望の担当】

財政局財政部財政課長 高野 弘明 042-769-8216

3 防犯カメラの設置補助の継続及び地域防犯力の強化【継続】

【3指定都市共通項目】

くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課

【要望事項】

- 1 地域防犯力強化支援事業補助制度における地域防犯カメラ設置事業について、令和3年度以降の上限額逡減の見直し及び令和5年度以降の補助制度の継続をすること。
- 2 防犯設備の整備の検討など、地域防犯力の強化に向けた取組を行うこと。

【要望の説明】

1 防犯カメラの設置補助の継続について

防犯カメラ設置事業の補助については、県の助成制度として2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、地域防犯力強化のため、平成28年度から31年度までの予定で地域防犯力強化支援事業補助制度が運用されてまいりました。

県内では、「自転車盗」をはじめとした乗り物盗や「ひったくり」などの街頭で発生する犯罪が全犯罪認知件数の3割を超えている状況等から、本市では、令和元年度においても予算額を上回る申請があり、地域における防犯カメラの需要は高まっております。

そのような状況の中、県におかれましては、当該補助制度について、令和3年度以降の県の補助上限額を逡減させ、令和4年度に終了させる計画となっております。上記の状況を踏まえ、引き続き対策を講じることで、さらなる地域防犯力向上の取組が必要なことから、令和3年度以降の上限額逡減の見直し及び令和5年度以降の補助制度の継続を要望します。

2 防犯強化の取組について

県においては、防犯カメラが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に欠かせないものであると認識されていると承知しておりますが、街頭緊急通報装置の設置も、防犯力を高めるとともに緊急時に備えた手段の一つとして効果的であると考えております。

こうしたことから、街頭緊急通報装置をはじめ、防犯設備の整備の検討など、より効果的な地域防犯力の強化に向けた取組を要望します。

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 関 みどり 042-769-8229

4 パスポートセンターの機能充実【継続】

【要望事項】

国際文化観光局 国際課

神奈川県内の全てのパスポートセンターにおいて、県民の利用を可能とすること。また、当面の対応として、県と連携した運営方式により本市民以外の者も本市パスポートセンターの利用を可能とすること。

【要望の説明】

平成24年度以降、本市におきましては、県から市への権限移譲により、相模大野パスポートセンター・橋本パスポートセンターを開設しております。

両パスポートセンターでは、本市にお住まいの方のみ、パスポート発給の申請受付・交付を行っているため、利便性の良い相模大野パスポートセンターに訪れた市外の方については申請をお断りする状況にあります。

つきましては、県民の更なる利便性向上を図るため、県が移譲事務交付金を含めた十分な財源措置を講じつつ、「旅券発給業務の権限移譲の基本的な考え方（平成22年9月16日付国際課文書）」における考え方を全面的に見直すなどにより、県民が県内全てのパスポートセンターを利用することができる仕組みとするよう要望します。

また、当面の対応として、本市のパスポートセンターについて、県と連携した運営方式により、本市民以外の者も利用することができるようにすることについても要望します。

【要望の担当】

市民局区政推進課長 馬場 浩司 042-769-9814

要望事項

5 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進【継続】

くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課

【要望事項】

- 1 危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化を図るとともに、学校や地域における講習機会の義務付けなどルール遵守につながる取組をより一層推進すること。
- 2 高齢運転者による交通事故が社会的問題となっている状況等を踏まえ、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するための効果的な対策を講じること。

【要望の説明】

本市は、全交通事故件数に占める自転車や高齢者が関係する事故の割合が高く、昨年度は市内全区が自転車交通事故多発地域に、中央区が高齢者交通事故多発地域に指定されており、地域や関係団体等と連携し、様々な対策に取り組んでいるところです。

一方で、自転車活用推進法の施行を背景とした自転車利用者の安全対策や高齢運転者対策については、県、警察、市や地域が一体となった広域的な取組も必要であると考えており、関係機関・団体の連携をより一層強化し、各団体の責任や役割分担に基づいた効果的な対策が講じられるよう要望します。

1 ルールを守らない自転車運転者への指導の強化等について

本市では、地域や警察、交通安全団体と連携した啓発活動に取り組んでいるところですが、危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化をこれまで以上に行うとともに、学校や地域における講習機会の義務付けなど、交通ルール遵守の徹底に向けた一層の取組を進めるよう要望します。

2 高齢運転者の免許返納促進策について

高齢化がさらに進み、高齢運転者が増え、高齢運転者の関係する交通事故の増加が懸念されることから、高齢運転者の運転免許の自主返納への取組は重要と考えます。県において、自主返納のインセンティブとして高齢運転者運転免許自主返納サポート制度を設け、賛同いただける企業等を増やすなどの環境整備に努めていただいていることは承知しておりますが、更なる支援策の拡充等、効果的な対策を講じられるよう要望します。

本市における高齢者事故件数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全交通事故件数	2,966 件	2,787 件	2,638 件	2,770 件	2,546 件	2,215 件
高齢者事故件数	820 件	893 件	815 件	886 件	802 件	746 件
市高齢者事故の構成率	27.6%	32.0%	30.9%	31.9%	31.5%	33.7%
県高齢者事故の構成率	29.3%	30.6%	31.8%	32.3%	33.3%	34.2%

本市における自転車事故件数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全交通事故件数	2,966 件	2,787 件	2,638 件	2,770 件	2,546 件	2,215 件
自転車事故件数	875 件	874 件	802 件	860 件	771 件	681 件
市自転車事故の構成率	29.5%	31.4%	30.4%	31.0%	30.3%	30.7%
県自転車事故の構成率	22.7%	21.8%	21.7%	22.9%	23.2%	23.3%

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 関 みどり 042-769-8229

6 野生鳥獣の被害対策の充実【継続】

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

【要望事項】

野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少するため、隣接都県との被害対策の広域的な統一を図るとともに、関連予算を継続的に確保すること。

【要望の説明】

本市の中山間地域は、農地と宅地が一体となった集落環境ですが、野生鳥獣等による農作物被害が耕作意欲を減退させ、その結果、耕作放棄地が拡大することが、集落そのものを衰退させていく大きな要因となっています。

県においては、「鳥獣被害対策支援センター」を設置するなど、本市の鳥獣対策事業の計画推進に大きな支援をいただいているところですが、人と鳥獣の適切な関係を構築することを主たる方針としていることから、野生鳥獣による農作物や生活被害を受けている市民に対して、野生生物との共生の重要性について、理解を得ることが求められています。特に、県境を越える行動域を持つニホンザルについては、捕獲よりも追い上げ・追い払いが優先されており、近隣都県と対応が異なるところであります。

そこで、ニホンザルについて、近隣都県と共通した捕獲優先の対策を講じるとともに、近隣都県と連携し、広域的・効果的な被害対策について検討を進めるよう要望します。

また、神奈川県独自の取組であるニホンザルの雄雌判別と、捕獲個体の研究機関への送致を継続する場合は、効率的な送致方法の確立又は財政的措置を講じられるよう要望します。

さらに、県が集計する「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」では、出荷用農作物のみを対象とし、自家消費農作物が対象から除かれていることから、本市の農作物被害の全容が把握されていない状況があります。

県におきましては、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、このような本市の実情を踏まえた配分をしていただくとともに、柔軟な事業計画の承認と予算の確保について国へ要望するとともに、引き続き、鳥獣保護管理対策事業予算を確保し、被害の軽減、根絶のための支援について要望します。

【要望の担当】

緑区役所区政策課長 安藤 悟 042-775-8802

7 小児医療費助成制度の拡充【継続】

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課

【要望事項】

小児医療費の助成事業に対する県の補助制度について、国の施策として統一的な医療費助成制度が創設されるまでの間、通院対象年齢の拡大等、制度の拡充を図ること。

【要望の説明】

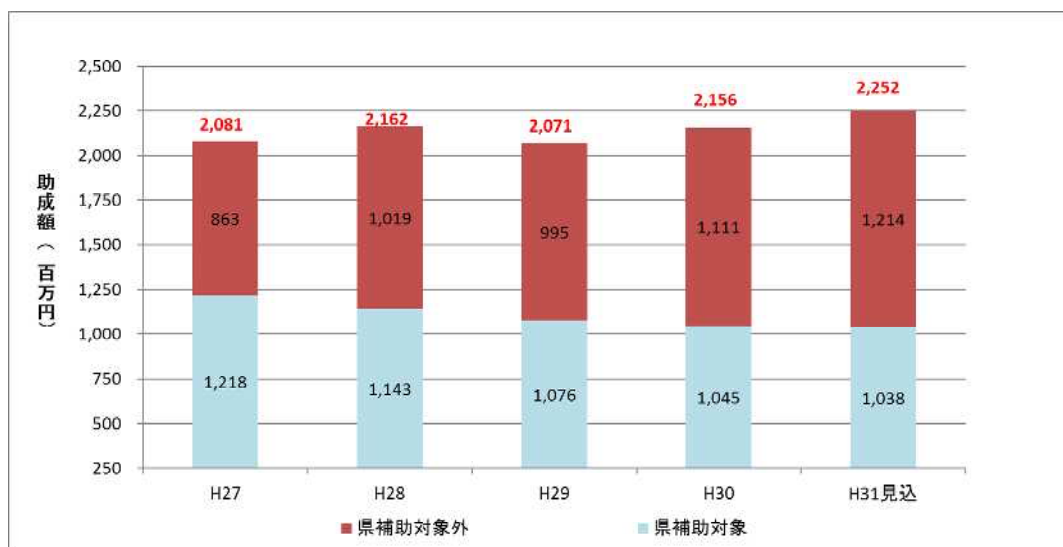
小児医療費助成事業は、平成7年10月に県・市町村の協調事業として開始され、これまでの間、県においては補助対象年齢等の拡充を行ってきましたが、県内各市町村においても少子化が一層進行する中、子育て支援の充実を図るため独自に対象年齢等の拡充が行われ、その結果、県・市町村の制度間で対象年齢等の相違が生じている状況です。

県内では、令和2年4月時点で、通院医療費については、県が就学前までを対象としているのに対し、全市町村が小学校6年生までの助成を行っており、入院医療費の助成についても、県が4歳以上に一日当たり100円の自己負担金を求めているのに対し、全市町村が自己負担金を設定しておりません。また、所得制限額については、県が旧児童手当の給付水準を基準としているのに対し、6市町が現行の児童手当基準、16市町村が所得制限を設けていない状況です。

少子化対策として、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するためには、全国どこでも同じ制度の下に安心して医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要であります。

県においては、引き続き、国に対して統一した制度の創設を働きかけるとともに、子育て支援の充実は、県・市町村共通の重要な課題であることから、国の医療費助成制度が創設されるまでの間については、通院の対象年齢を中学校3年生まで拡大するとともに、入院医療費に係る一部自己負担金の撤廃及び所得制限額を現行の児童手当基準まで引き上げるよう要望します。

小児医療費助成状況



【要望の担当】

こども・若者未来局子育て給付課長 新井 加能 042-769-8908

8 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】

福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課

【要望事項】

重度障害者医療費の助成事業に対する県の補助制度について、精神障害者に対する制度の拡充を図ること。

【要望の説明】

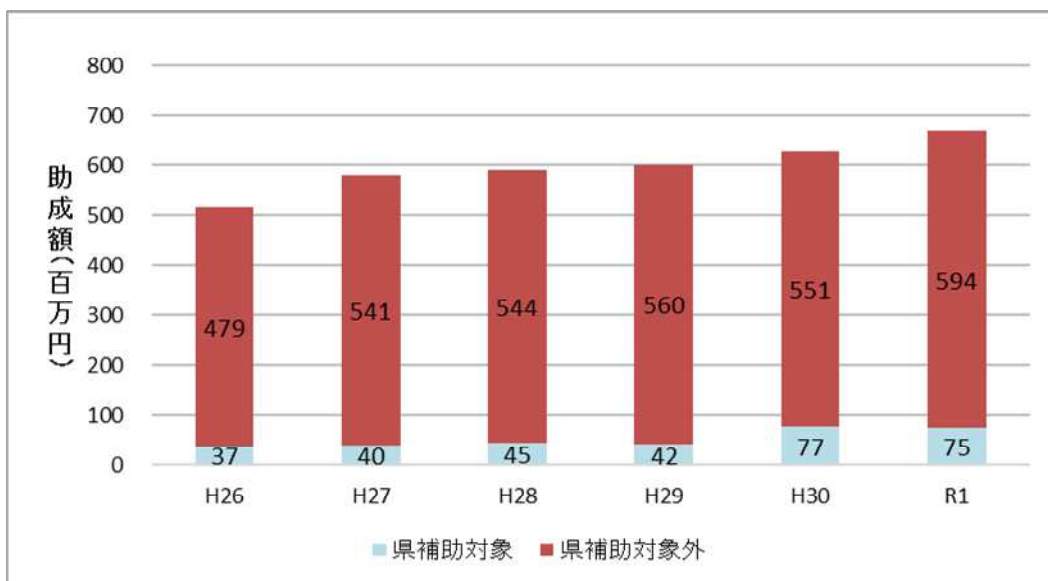
重度障害者医療費助成事業は、重度の身体・知的障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、昭和49年4月に県の100%負担として医療費助成が開始されました。その後、平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉手帳制度が創設され、精神障害者に対する施策の充実も図られたところです。

県の補助制度においても、平成24年度から精神障害者保健福祉手帳1級の方の通院が新たに補助対象となりましたが、身体・知的障害者は入院も対象とされているなど、相違が生じている状況です。

本市では、障害者の経済的負担の軽減を目的に、平成16年10月から、県の補助対象外である精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院を含めて助成を行っています。

令和2年4月現在で、県内の16市町において、精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院を含めた助成を行い、さらに7市町では2級の方も助成対象としている状況となっていることから、県においても、精神障害者に対する補助制度を拡充するよう要望します。

重度障害者医療費助成状況（精神障害者分）



【要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課長 市橋 剛輝

042-769-8272

9 新型コロナウイルス感染症に対する総合的支援

(1) 医療機関及び市保健所に対する財政的支援等【新規】

【要望事項】

健康医療局 医療危機対策本部室

先行きの見えない新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き国に対して行政需要に即した支援や医療機関に対する支援の必要性等について、協力して求めていくこと。

また、感染拡大当初から対応を続けている医療機関及び市保健所に対し、来年度についても迅速かつ丁寧な支援を行うとともに、「神奈川モデル」の下で、県と各市町村とが連携して感染症対策を効率的かつ効果的に進められるよう、国事業に係る県の対応方針や市町村への支援内容、財政措置等について、事前に情報提供し、十分に協議、調整を行うこと。

【要望の説明】

新型コロナウイルス感染症対策では、全国に先駆けて、「神奈川モデル」を構築し、県内市町村の先頭に立って、医療提供体制の構築、感染拡大防止に御尽力いただいていることに、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制は、法令に基づき、都道府県を単位とする「広域医療体制」を構築することとされている一方、感染拡大防止については地域保健対策として、都道府県や保健所設置市がその任を負っています。そのため、感染症対策に当たっては県と市とが十分に連携し対応していくことが重要です。

緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金など、国からの支援措置はあるものの、陽性患者や濃厚接触者といった感染症の拡大に伴う医療体制の確保や、経済対策も含めた行政需要を反映していないのが実態です。

新型コロナウイルス感染症の猛威がいつ終息するか不透明な状況の中、来年度における国の支援措置が未定であることから、引き続き国に対して行政需要に即した支援や医療機関に対する支援の必要性等について、協力して求めていくことを要望します。

また、感染拡大当初から対応を続けている民間医療機関及び市保健所においては、財政的、物的、人的に疲弊している状況にあり、今後も新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施していく必要があることから、地域医療体制を守るため、来年度についても迅速かつ丁寧な支援を行うとともに、「神奈川モデル」の下で、県と各市町村とが連携して感染症対策を効率的かつ効果的に進められるよう、国事業に係る県の対応方針や市町村への支援内容、財政措置等について、事前に情報提供し、十分に協議、調整を行うことを要望します。

【要望の担当】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課長 八鍬 栄次 042-769-8260

9 新型コロナウイルス感染症に対する総合的支援

(2) 事業者に対する継続的支援等【新規】

【要望事項】

産業労働局 中小企業部 中小企業支援課

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対して、今後の「新しい日常」への移行を踏まえた継続的な支援や、感染症拡大収束後の地域経済の復興に資するための消費喚起策といった、適時に効果的な支援を実施すること。

また、緊急事態宣言が再度発令され、休業要請等を行った際は、協力金の対象事業者の拡大や金額の拡充等を行うこと。

【要望の説明】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国から、令和2年4月7日に7都府県に対して緊急事態宣言が発令されました。それを受け、県では、事業継続を下支えするため、感染拡大防止協力金や中小企業融資制度などの緊急的な支援を実施するとともに、5月25日の緊急事態宣言解除後において、事業者が「新しい日常」へ移行することを踏まえた支援や、感染症拡大収束後の地域経済の復興に資するための消費喚起策を実施してきたと承知しております。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、事業者の存続のため、来年度においても継続的な支援を実施するとともに、感染症収束後の消費喚起に繋がる支援をより一層充実するよう要望します。

また、緊急事態宣言が再度発令され、休業又は夜間の短縮営業の要請を行う際には、協力金の対象事業者の拡大や金額の拡充、手続の簡素化を図った上での、より一層充実した支援を実施して頂きますよう、要望します。

【要望の担当】

環境経済局経済部産業・雇用政策課長 吉成 靖幸 042-769-9253

10 広域交通網の整備への積極的な支援【継続】

県土整備局 都市部 交通企画課

【要望事項】

- 1 小田急多摩線延伸の実現に向け、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」で示された収支採算性等の課題解決への協力とともに、鉄道事業者や東京都への働きかけを強化するなど積極的に取組を進めること。
また、田名地区、愛川・厚木方面への延伸については、広域的な視点からの協力とともに、新たな広域公共交通網として「かながわ交通計画」への位置付けをすること。
- 2 JR相模線の輸送力増強や速達性向上等の輸送サービス改善のため、複線化の早期実現に向けた取組を連携して進めること。

【要望の説明】

1 小田急多摩線延伸促進事業に関する支援

小田急多摩線延伸（唐木田～上溝）については、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、収支採算性、費用負担のあり方を含む事業計画の十分な検討、都県境を跨ぐ路線として関係地方公共団体の協調による検討が課題として示されています。

このため、県においても延伸の早期実現に向け、収支採算性等の課題解決への協力とともに、広域自治体の立場からの鉄道事業者への働きかけや、東京都への働きかけを強化するなど、今後の合意形成を見据え、積極的に取り組んでいただくよう要望します。

また、上溝以西の延伸については、これまで、厚木市・愛川町・清川村と共に検討を進めていますが、更なる取組の推進に向け、「かながわ交通計画」への位置付けを要望します。

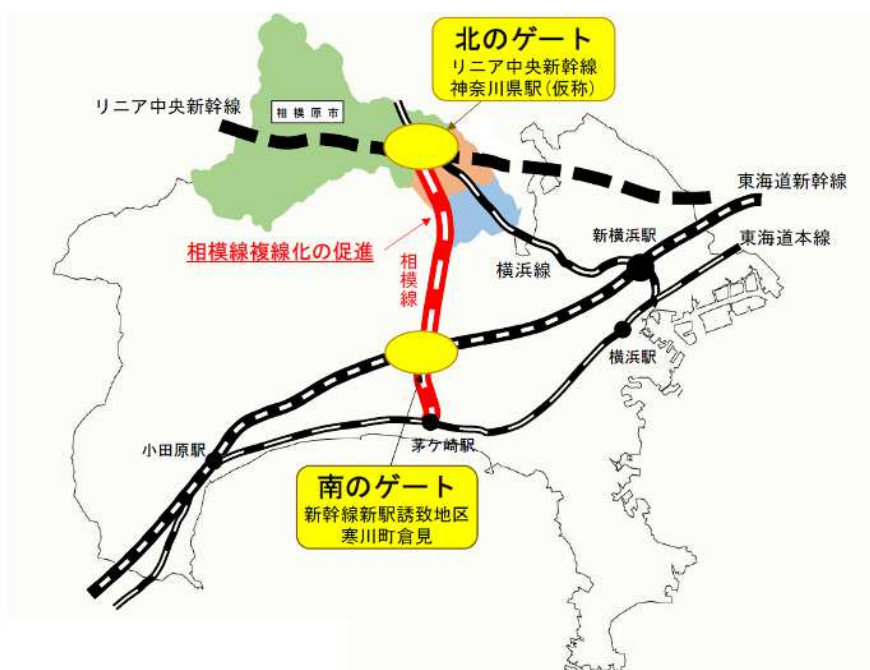


2 JR相模線の複線化に関する支援

JR相模線は、県央・湘南都市圏の結びつきを強化するとともに、全国との交流・連携の窓口となる南のゲート(東海道新幹線新駅)と北のゲート(リニア中央新幹線新駅)を結ぶ重要な交通軸となることが期待される路線です。

こうした中、沿線市町を始めとした関係機関と連携して駅及び駅周辺の交通改善、地域の魅力創出・需要喚起施策等を進めているところですが、単線であるため運行本数が少なく、駅行違いによる所要時間の増加などが課題となっており、沿線地域の持つポテンシャルを最大限発揮させるためには、抜本的な輸送サービスの改善が求められています。

地域を支える交通軸及び広域高速鉄道網へのアクセス路線としての役割を果たすためには、輸送サービスの向上が重要であることから、既存施設の改良や行違い施設の新設、複線化の実現に向けて本市と連携して取り組むことを要望します。



【要望の担当】

都市建設局まちづくり計画部交通政策課長 藤井 一洋

042-769-8249

11 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】

県土整備局 都市部 都市公園課

【要望事項】

県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について、広域防災拠点機能について検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。

【要望の説明】

県立津久井湖城山公園は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や津久井広域道路が交差する交通の要衝に位置していることに加え、今後、整備が予定されている拡大区域は平坦で広いスペースを有しています。

こうした中、県においては、県立都市公園の整備・管理の基本方針の一つとして、災害対応や広域的な防災拠点との考え方が示されていることから、拡大区域に大規模災害時を想定した広域防災拠点機能を付加するよう検討を進めるとともに、拡大区域を含む全域の開園に向けて、早期の事業を実施するよう要望します。

【要望の担当】

危機管理局危機管理課長	内田 和也	042-769-8208
環境経済局環境共生部公園課長	岡本 達彦	042-769-8243

12 都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援【新規】

教育局 指導部 高校教育課

【要望事項】

県立高等学校への通学が長時間を余儀なくされるなど、通学上の特別な事情がある特定の地域（藤野地区、相模湖地区）に居住する生徒が、隣接する地域の都立高等学校へ進学することができる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけること。

【要望の説明】

本市の津久井地域においては、県立高等学校が少ないことや交通の状況から、厳しい通学環境におかれている生徒が多くおります。

特に、藤野地区・相模湖地区の生徒が県立高等学校に通学するためには、バスで最寄り駅へ行き、ＪＲ中央線八王子駅を經由し、横浜線沿線の橋本、相模原方面に向かうこととなり、非常に長時間の通学を余儀なくされることから、通学の利便性が高いＪＲ中央線沿線の東京都立高等学校への進学を希望する生徒が一定数おります。

こうしたことから、本市の特定の地域（藤野地区、相模湖地区）に居住する生徒が都立高等学校へ進学することが可能となる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけることを要望します。

【要望の担当】

教育局学校教育部学校教育課長 篠原 真 042-769-8284

13 通学路における安全対策の実施【継続】

警察本部 交通部 交通規制課

【要望事項】

通学時における児童の交通安全を早期に確保するため、改善要望に対する安全対策を迅速に実施すること。また、その検討に時間を要する場合には、安全対策の考え方や実施に向けたスケジュールを適宜、情報提供すること。

【要望の説明】

近年、通学途中の児童等、子どもを巻き込む重大な交通事故が後を絶たず、通学路の交通安全対策については、喫緊の課題となっています。

そのような背景の中、文部科学省、警察庁、国土交通省の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が示され、本市においても、当該実施要領に従い、信号機や横断歩道の設置などの安全対策要望箇所について、学校、PTA、警察署、道路管理者などの関係機関と緊急合同点検を平成24年8月に実施し、必要な安全対策を講じてきました。

また、緊急合同点検を通じ、関係機関の連携による取組に一定の成果が得られたことを踏まえ、今後も継続的に通学路の交通安全対策に取り組むことを目指して、学校とPTAが通学路を実地調査し、危険箇所を洗い出し、教育委員会を通じて道路管理者や警察署等に改善を求める「通学路交通安全プログラム」を平成27年7月に策定したことにより、刻々と変わる交通環境に対応した通学路の安全が図れているところです。

こうした取組における警察関係者への改善要望は、各警察署に行い、事案により各警察署から県警本部に上申され、対策の適否を判断していると承知していますが、その検討に相当の時間を要する場合が見受けられます。

事案により慎重な検討が必要なものもあると承知していますが、児童の通学における安全性を早期に確保する必要があることから、改善要望に対する安全対策を迅速に実施するとともに、その検討に時間を要する場合には、安全対策の考え方や実施に向けたスケジュールを適宜、情報提供するよう要望します。

< 安全対策の実施状況：平成24年度～令和元年度 >

区分	改善要望件数	内 訳		
		対策完了	対策着手済	未対策
件数	344件	282件	2件	60件
割合	-	82%	1%	17%

【要望の担当】

教育局教育環境部学務課長 佐藤 洋一 042-769-8282

14 相模原南警察署の施設整備及び交番の設置等【継続】

警察本部 総務部 総務課 / 地域部 地域総務課

総務局 財産経営部 財産経営課

【要望事項】

- 1 相模原南警察署について、神奈川県高相合同庁舎のある敷地内への早期整備を進めること。
- 2 交番の設置等について、地域の要望等を踏まえた効果的な計画とすること。

【要望の説明】

1 相模原南警察署の施設整備について

本市の指定都市移行に伴う区政施行により、南区にある相模原南警察署は市内最大の管轄人口を抱える警察署となっていますが、駐車場が少なく、施設内が手狭であること、また、立地も南区の北部に位置していることから、同区自治会などから相模大野地域への移転建て替えについて、大きな期待が寄せられています。

県におかれては、神奈川県高相合同庁舎の敷地に相模原南警察署を移転し、同一敷地内に集約して再整備する方向であり、現在、諸課題について、本市を含めた関係機関と協議を重ねており、協議が整い次第着手される旨の見解が示されたと承知しております。

今後、諸課題の整理を行うとともに、南区における効果的な交通・防犯体制に向けて、早期整備を進めることを要望します。

2 交番の設置等について

神奈川県警では、今後10年をかけて県内472箇所の交番を約400箇所に再編する「神奈川県警察交番等整備基本計画」をまとめたこと承知しております。

交番は、安全・安心な市民生活を確保して行く上で重要な存在であるため、市内各自治会等から16箇所への新設等の要望があり、このうち大島団地地区及び町田駅南口地区については、交番用地として市有地の提供が可能となっております。

つきましては、市内各地区の設置要望や人口、事件、交通事故の発生状況、その他の地域特性を踏まえて効果的な設置及び再編を進めることを要望します。

交番設置等要望箇所（16箇所）

区名	警察署	要望数	要望地区
緑区	相模原北警察署	2	橋本地区、大島団地
中央区	相模原警察署	10	宮下周辺、宮の上団地、下九沢方面、矢部駅、星が丘地区、淵野辺公園、陽光台、青葉周辺、淵野辺、田名（移設）
南区	相模原南警察署	4	鶴野森周辺、大野台、町田駅南口、相武台団地
各区合計		16	-

【要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 関 みどり 042-769-8229

令和3年度

県の予算・制度に関する要望書

相模原市 市長公室 総合政策部 政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042 - 769 - 9224 FAX 042 - 754 - 2280

seisaku@city.sagamihara.lg.jp